

最高裁秘書第2782号

平成29年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書不開示通知書

平成29年5月19日付け（同月22日受付，最高裁秘書第2354号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成28年に関して，地裁本庁及び地裁支部ごとの以下の文書（地裁管内総数，高裁管内総数及び全地裁総数が分かる文書を含む。）

- (1) 民事訴訟法192条に基づき訴訟費用の負担を命じた件数が分かる文書
- (2) 民事訴訟法194条に基づき証人の勾引を命じた件数が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は，作成又は取得していない。